

(案)

基本協定書

堺市（以下「甲」という。）、●●●●●（以下「乙」という。）は、以下に掲げる目的を達成するため、ガス気球（以下「気球」という。）の整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施することに合意したので、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関して甲が実施した事業者募集において、乙が事業予定者に選定されたことを確認し、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、事業着手の日から利用者を搭乗させた気球の運行開始後1年を経過する日までとする。

(実施区域)

第3条 本事業の実施区域は、堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁（大仙公園内）で甲が指定する区域内とする。

(事業継続)

第4条 乙は、実施期間中に甲が実施する気球運行による遺産影響評価の結果により、実施区域内での本事業の継続が可能とされた場合は、●●年●●月まで本事業を継続して実施することができる。ただし、当該評価の結果により、実施区域内での本事業の継続が不可と判断された場合は、乙は甲が提示する移設用地において、事業を実施することができる。

(役割分担)

第5条 甲及び乙の役割分担は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、本条に規定する基盤整備は、第7条表中左欄に示す項目をいう。

(1) 甲の役割

- ア 用地の確保、用地の使用承認・占用手続き及び基盤整備
- イ 市民等への周知、広報

(2) 乙の役割

- ア 気球本体及び設備の整備・維持管理
- イ 気球の運営
- ウ 実施区域内の施工基面整備、事業終了後の原状回復及びその他必要な整備

- エ 利用者対応
- オ 事業終了後の設備の撤去
- カ 気球の運行に関する各種データの収集及び整理と本市への提供
- キ 実施区域周辺エリアの清掃及び維持管理
- ク 利用者獲得のための広報等
- ケ 事業報告

(運営基準)

第6条 本事業の運営にあたって、乙は次の各号に掲げる事項を遵守すること

- ア 適正な人員を配置し、安全かつ円滑な運営を心がけること。
- イ トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- ウ 利用者からの問い合わせに対応するための連絡先を明示すること。また、営業時間外についても、警備員配置又は機械警備を実施すること。緊急時の対応のため、甲と常時連絡・対応可能な体制とすること。
- エ 利用者が気球搭乗時に所有物を落下させることがないように、搭乗時のルールを設けるなどの対応をすること。
- オ 景観に配慮し、営業時間外は、地表から球皮の頂点の高さを抑えた低位置での係留を基本とすること。
- カ 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- キ 利用者のケガや損害賠償事故(対人・対物)に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- ク 事業の実施及び設備等の維持管理等に伴い生じた損害については、第三者に及ぼした損害も含めて、全て乙がその費用を負担すること。
- ケ 事業実施のために整備した設備(進入防止柵を含む)に損害が生じた場合については、全て乙がその費用を負担すること。
- コ 利用者の個人情報及び情報資産を保持する場合は、堺市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に管理すること。
- サ 甲と協力して利用者に百舌鳥古墳群の価値や魅力等の解説を行うこと。
- シ 第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- ス 風速や風向等に応じて、運行回数、高度及び利用者数を制限するなど、万全の安全対策を講ずることとし、利用者を搭乗させた気球の運行開始3月前までに安全対策について甲と協議すること。
- セ 気球の上昇高度については法令の規定等を遵守するとともに、関西電力株式会社をはじめとする関係機関と十分に協議すること。
- ソ 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、乙の負担とすること。
- タ 大仙公園内や周辺地域で実施される事業や行事への影響が懸念される場合

は、甲と協議を行い指示に従うこと。

チ 本協定書に記載のない事項については、甲と乙で協議して決定すること。

(費用負担)

第7条 本事業に要する費用は乙の負担とする。ただし、乙が実施する次の表の左欄に掲げる項目に応じ、甲は気球設置完了後速やかに同表の右欄に掲げる金額を上限に、実際に要した費用を乙に支払う。

| 項目 | 上限金額 |
|----------------|--------|
| 埋蔵文化財存在確認試掘調査 | 90万円 |
| 支障木の移植及び伐採、枝払い | 1080万円 |
| 東屋の撤去及び整地 | |
| 進入防止柵の設置 | 495万円 |

2 実施期間中（第4条の規定に基づき、継続して本事業を実施する期間を除く）に使用する用地の使用又は占用に係る費用については、免除する。

(搭乗開始時期)

第8条 利用者を搭乗させて気球運行を開始する日は、別途甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和●年●月末日とする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合には、相互に誠意をもって協議し、決定するものとする。

令和●年●月●日

甲：堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長

永藤 英機

乙：●●●